

# 大規模災害時の 業務継続計画

令和8年6月修正

(平成23年5月策定)

広島県

# 目 次

<b>1 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1.1 計画の位置付け.....	1
1.2 目的.....	1
1.3 策定範囲.....	1
1.4 計画に基づく体制への移行.....	1
1.5 その他.....	1
<b>2 県内全体の被害想定</b> .....	2
2.1 想定地震.....	2
2.2 被害想定.....	2
<b>3 非常時優先業務及び必要人員</b> .....	4
3.1 非常時優先業務の実施方針.....	4
3.2 目標開始時間.....	4
3.3 非常時優先業務等一覧.....	4
3.4 必要人員.....	5
<b>4 発災後に利用可能な業務資源</b> .....	6
4.1 物的業務資源.....	6
4.2 人的業務資源.....	12
<b>5 執務環境、実施体制の課題と確保方策</b> .....	15
5.1 執務環境の確保方策.....	15
5.2 実施体制の確保方策.....	21
5.3 業務資源調達担当の設置.....	24
<b>6 その他非常時の対応</b> .....	25
6.1 来庁者への対応.....	25
6.2 帰宅困難者への対応.....	26
<b>7 今後の取組</b> .....	27
7.1 訓練の実施等による業務計画の検証.....	27
7.2 地方機関における業務継続の検討.....	27
7.3 市町が行う業務継続計画の策定等に対する支援.....	27
7.4 想定を超えた災害への対応.....	27

# 1 計画の基本的な考え方

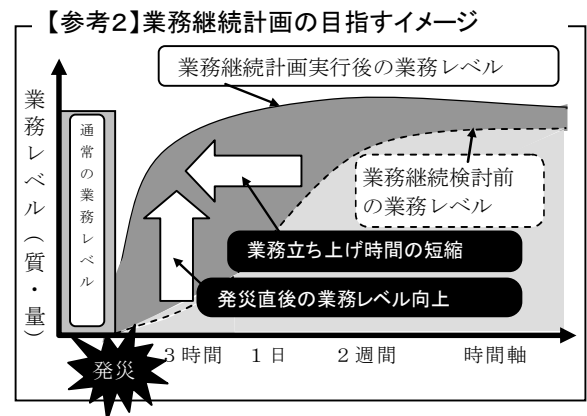
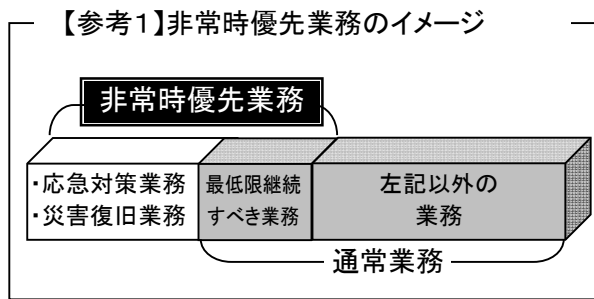
## 1.1 計画の位置付け

本県では、過去、東南海・南海地震や安芸灘・伊予灘を震源とする地震が繰り返し発生しており、平成13年に発生した芸予地震は、県内で死者1名、負傷者193名、住家の被害3万7千棟以上もの甚大な被害をもたらした。近年では、南海トラフ地震などの大規模地震の発生確率が高まっている。また、これまでの調査において、五日市―岩国断層帯や長者ヶ原―芳井断層など大規模な地震の震源となりうる活断層が確認されている一方、平成12年に発生した鳥取県西部地震や平成19年の能登半島地震のように、活断層が認められていなかった地域で大規模な地震が発生する可能性もある。

このように、大規模地震の発生の切迫性が高まっているほか、洪水や高潮による大規模な浸水被害の可能性などもある。このような、いつ起こるか分からない大規模災害発生時における業務の遂行に必要な体制の整備及び業務資源等の確保を図るため、「広島県地域防災計画」に基づき「大規模災害時の業務継続計画」（以下「計画」という。）を策定する。

## 1.2 目的

大規模災害発生時において、限られた業務資源（ヒト、モノ等）の中で、『地域防災計画に基づく応急対策業務・災害復旧業務』及び、対応が遅れると県民の生命・身体・財産に重大な損失・影響を与える『最低限継続すべき通常業務』（以下「非常時優先業務」という。）の早期着手や業務レベルの向上を図る。



## 1.3 策定範囲

知事部局、上下水道部、県議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

## 1.4 計画に基づく体制への移行

危機管理監と人事課は、災害応急対策や職員の勤務状況等に関する情報を共有し、必要に応じて本計画に基づく体制への移行について検討する。

移行する必要があると判断した場合には、危機管理監が本部員会議に移行を協議する。

同会議において移行が決定された場合、各所属にその旨を通知する。

## 1.5 その他

被害想定調査が行われている大規模地震を対象災害として計画を策定するが、大規模地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

なお、災害対策本部・災害対策支部が設置される庁舎について、想定最大規模の洪水・高潮による浸水深を参考情報として付記する。

## 2 県内全体の被害想定

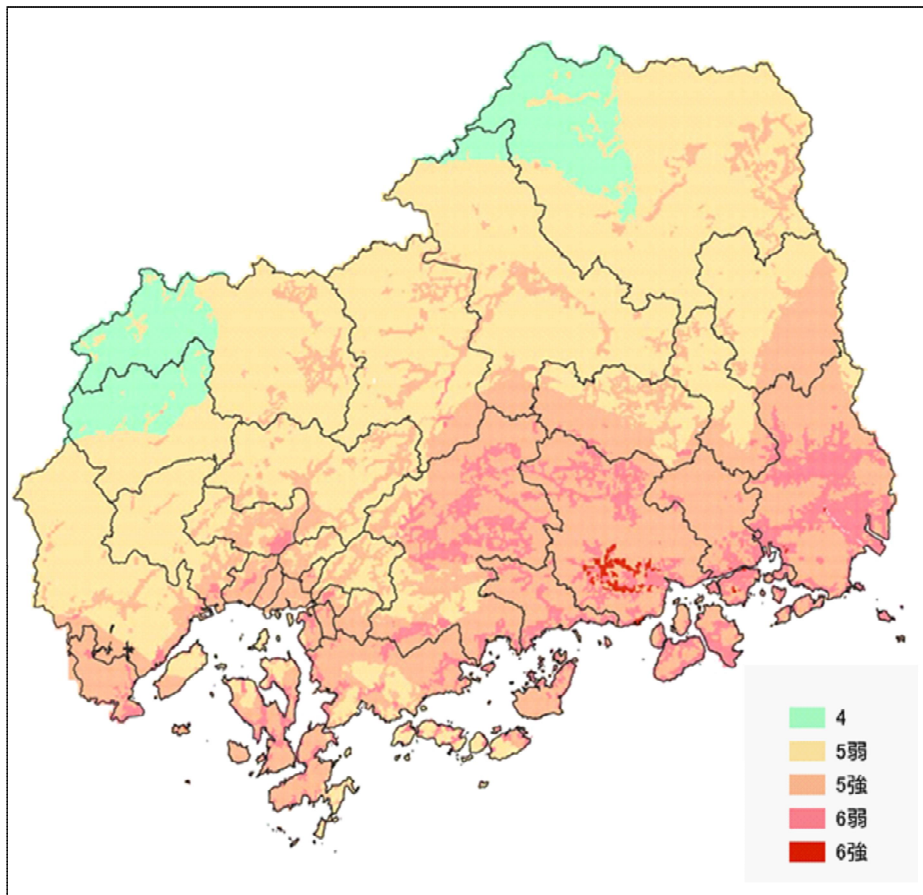
### 2.1 想定地震

県内の被害が最も大きくなると予想される南海トラフ巨大地震\*（M9.0）を想定。

\* 強震断層モデル：陸側ケース、津波断層モデル：「四国沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定したケース

### 2.2 被害想定

南海トラフ巨大地震 震度分布



想定項目		被害量	
地震動・液状化	震度 6 弱以上	エリア位置	竹原市、三原市、尾道市、福山市等
		エリア面積	県全面積の約 9%
	震度 5 強以上のエリア面積		県全面積の約 43%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		県全面積の約 8%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	3,520 箇所
		地すべり	9 箇所
津波	津波高さ (最大) [T.P.m]	T.P. 4.0[m]	
	最大波到達時間 (最速) [分]	211[分]	
	浸水深 30cm 以上の浸水面積[ha]	9,744[ha]	
建物被害	全壊の主な原因 (割合)		液状化 (50%)
	全壊棟数		89,949 棟
	半壊棟数		244,378 棟
	焼失棟数 *1		919 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		夏 日中
	死者の主な原因 (割合)		津波 (約 98%)

南海トラフ巨大地震の被害想定結果

	死者数 *2	13,797 人	
	負傷者数*2	8,510 人	
	重傷者数（負傷者の内数）*2	1,395 人	
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）*1	663,546 人	
	下水道（1日後の機能支障人口）*1	865,607 人	
	電力（直後の停電件数）*1	123,650 軒	
	通信（直後の固定電話不通回線数）*1	35,201 回線	
	ガス（1日後の供給停止戸数）*1	64,479 戸	
交通施設被害	道路（被害箇所数）	1,348 箇所	
	鉄道（被害箇所数）《内新幹線被害箇所数》	797 《55》箇所	
	港湾（揺れによる被害箇所数）	228 施設	
	空港	広島空港 広島ヘリポート	使用可能 揺れによる建物被害、液状化による地表の変形、1m程度の津波浸水が想定されており、機能に支障が出る可能性がある
生活支障	避難所避難者（当日・1日後）*1	463,158 人	
	帰宅困難者数*3	135,826 人	
	食料の不足量（当日・1日後）*1	1,489,248 食	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）*1	0 基	
	医療機能支障（医療需要過不足数）*2	12,084 人分	
その他施設等被害	危険物施設の被害箇所数	57 箇所	
	重要施設 （使用に支障のある 施設数）*1	災害対策本部等	272 棟
		避難拠点施設	2,797 棟
		医療施設	310 棟
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）	159 箇所	
	災害廃棄物発生量 *1	2,199 万 t	
経済被害	直接被害 *1	約 15.5 兆円	
	間接被害 *1	約 3.2 兆円	
	合計	約 18.7 兆円	

出典：広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）

※ 被害は広島県全域での集計値

※ \*1：冬18時 風速11m/s、\*2：冬深夜 風速11m/s、\*3：昼12時

### 3 非常時優先業務及び必要人員

#### 3.1 非常時優先業務の実施方針

次の方針に基づき、非常時優先業務を実施する。

- ① 応急対策業務・災害復旧業務を早期着手する。
- ② 最低限継続すべき通常業務は、発災直後においても継続して実施する。それ以外の通常業務は休止し、応急対策、災害復旧の経過に伴い、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員及び物的業務資源等の配分は、全庁横断的に調整する。

#### 3.2 目標開始時間

被害の拡大防止や住民の生命・身体・財産や社会機能への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の目標開始時間を設定する。なお、「開始」とは、単に一部に着手することを意味するのではなく、「具体的に実施する業務内容」が実施されている状態を指している。

#### 3.3 非常時優先業務等一覧

主な非常時優先業務及び目標開始時間については次表のとおりである。

(詳細は、別添資料「大規模地震非常時優先業務等一覧」参照)

主な非常時優先業務及び目標開始時間

区分		非常時優先業務			
		3 時間以内	1 日以内	3 日以内	2 週間以内
災害対策	災害対策本部	災害対策本部の設置・運営			
	情報収集	県防災ヘリコプターによる上空偵察			
	応援要請	自衛隊の派遣要請 緊急消防援助隊の要請	災害派遣部隊の受入 他県への応援要請		
県民の生命・身体・財産の保護	物資供給	災害対策物資（備蓄物資）の調整	飲料水の確保 災害対策用主要食料・日用品の調達・あっせん	救援物資の受入 公営住宅等のあっせん、提供 仮設住宅建設の建設計画の策定作業 民間賃貸住宅の情報提供	罹災した児童・生徒への教科書の無償配布
	保健・医療・衛生	患者の診療及び看護	保健衛生及び食品衛生対策	災害時公衆衛生チームの設置 救援物資の受入 ボランティアの受入 火葬場等の復旧指導 災害廃棄物処理にかかる市町・関係団体との調整	
	相談	県民等（外国人を含む）への情報提供、被害相談	専門ボランティア(NPO等関係)に対する情報提供		事業者からの融資相談に関すること
	その他	避難所開設支援	県立学校及び市町教育委員会の指導	一般旅券の発給	被災市街地復興のための都市計画決定に係る調整
ライフラインの維持	上下水道	県管理下水道施設の被災状況の把握、応急復旧	市町管理の水道施設の被災状況の把握及び応急給水の支援、災害復旧及び水質確保の指導		
	道路・河川・砂防・港湾・都市計画等	災害の情報収集及び被害調査	応急工事等の実施		災害復旧業務 被災市街地復興のための都市計画決定に係る調整
行政機能の維持	行政情報システム	県庁 LAN・WAN の運用 防災情報システムの運用 道路、河川、砂防、港湾等所管施設に係る各種システムの運用	住民基本台帳ネットワークシステムの運用		総務事務システムの運用
	庁舎等	庁舎等の被災状況の把握	応急工事等の実施		本庁舎、地方機関事務所 の維持管理・補修

【参考 主な休止業務】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の企画に関すること。</li> <li>・普及啓発に関すること。</li> <li>・行政における定例的な調査に関すること。</li> <li>・職員の研修に関すること。</li> <li>・危機事案に関する訓練に関すること。</li> <li>・国際交流に関すること。</li> <li>・統計調査及び統計分析に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立総合技術研究所における研究に関すること。</li> <li>・公共施設の開館に関すること。</li> <li>・企業誘致に関すること。</li> <li>・観光振興に関すること。</li> <li>・県施工の公共事業の執行に関すること。</li> <li>・工事の検査に関すること。</li> <li>・行政監査、定例監査に関すること。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※上記の業務であっても災害対応に関する業務及び緊急性を有する業務は実施する。

3.4 必要人員

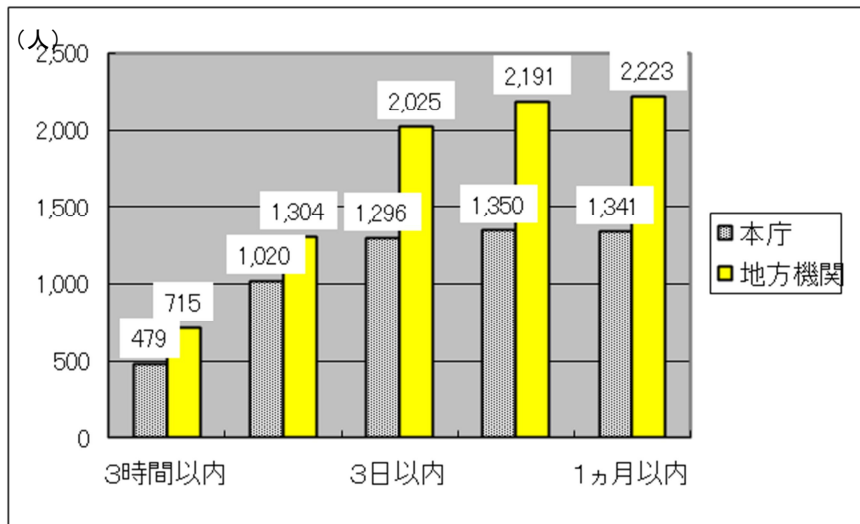
(1) 本庁

本庁部局における非常時優先業務を遂行するために必要な人数は、発災後3時間以内では479人、発災後1日以内では1,020人、発災後3日以内では、1,296人、発災後2週間以内では、1,350人となっている。

(2) 地方機関

地方機関各部署における非常時優先業務を遂行するために必要な人数は、発災後3時間以内では715人、発災後1日以内では1,304人、発災後3日以内では2,025人、発災後2週間以内では2,191人となっている。

非常時優先業務の必要人員（本庁・地方機関）



※時間の経過に伴い、応急対策、災害復旧の業務量が減少し、「2週間以内」と比べ、「1ヵ月以内」は必要人員が減少する。

## 4 発災後に利用可能な業務資源

### 4.1 物的業務資源

非常時優先業務の遂行に必要な業務資源の被害想定を行った。なお、庁舎毎の想定については、災害対策本部、支部が設置される庁舎を中心に、本庁舎及び総務事務所、県税事務所、厚生環境事務所・保健所、農林水産事務所、建設事務所のある庁舎について想定した。

#### (1) 庁舎

次ページの想定手法により庁舎の利用可否の判定を行った。なお、浸水の影響により、浸水したフロアが一部利用できなくなる可能性はあるが、庁舎全体が使用不可になる可能性は低い。

##### ① 本庁

令和4年2月に防災拠点となる庁舎の耐震改修及び津波に関する浸水対策を完了した。

庁舎名	竣工年	構造	地上階	地下階	最小Is値	判定指標	耐震ランク	震度	液状化指数	庁舎等利用判定	【参考】想定浸水深(m)			
											津波	洪水	高潮	
本館	S31	RC	6	1	0.76	0.75	A	5強	15<PL ≤30	可	0~0.64	2.65~ 4.75	3.0~ 4.9	
南館	S31	RC	4	1	0.75	0.75	A							可
北館	S45	SRC	6	1	1.43	0.75	A							可
東館	S59	SRC	20	2	-	-	A							可
農林庁舎	S41	RC	6	1	0.92	0.75	A							可
議事堂	S31	RC	3	1	0.75	0.75	A							可

(※北館のIs値は平成7年度実施の耐震診断による。農林庁舎のIs値は平成25年度完了の、本館、南館、議事堂のIs値は令和3年度完了の耐震改修後の値。)

※液状化指数は、広島県地震被害想定調査報告書(R7.10)による。

※想定浸水深は、広島県津波浸水想定図、各河川管理者(国土交通省または広島県)が作成した洪水浸水想定区域図、広島県高潮浸水想定区域図(想定最大)による。

##### ② 地方機関

庁舎名	竣工年	構造	地上階	地下階	最小Is値	判定指標	耐震ランク	震度	液状化指数	庁舎等利用判定	【参考】想定浸水深(cm)				
											津波	洪水	高潮		
西部	西部建設事務所	H13	S	3	-	-	-	A	5強	15<PL≤30	可	171	160	590	
	西部県税事務所	S57	RC	4	-	-	-	A	5強	5<PL≤15	可	0	215	460	
	廿日市庁舎	第1	S44	RC	4	-	0.77	0.6	A	5強	15<PL≤30	可	0	0	140
		第2	S56	RC	4	-	0.77	0.6	A			可	67	140	400
	西部建設事務所安芸太田支所	H10	RC	3	-	-	-	A	5弱	0<PL≤5	可	0	180	0	
	呉庁舎	第2	H8	SRC	12	1	-	-	A	6弱	30<PL	可	0	210	410
	東広島庁舎	S57	RC	5	-	0.75	0.6	A	6弱	0	可	0	80	0	
東部	福山庁舎	第1	S46	RC	4	-	0.75	0.6	A	6弱	15<PL≤30	可	44	430	400
		第3	H8	SRC	8	1	-	-	A			可			
	尾道庁舎	S54	RC	5	-	0.76	0.6	A	6弱	30<PL	可	8	0	170	
	東部建設事務所三原支所	本館	S53	RC	4	-	0.76	0.6	A	6弱	30<PL	可	69	180	290
		西館	H5	RC	4	-	-	-	A			可			
	南館	H14	S	2	-	-	-	A			可				
北部	三次庁舎	第1	S44	RC	5	-	0.76	0.6	A	5強	0	可	0	710	0
		第2	H9	RC	2	-	-	-	A			可			
		第3	H11	RC	6	-	-	-	A			可			
	庄原庁舎	第1	S44	RC	4	-	0.76	0.6	A	5強	5<PL≤15	可	0	0	0
		第3	H10	RC	5	-	-	-	A			可			

(※尾道庁舎のIs値は平成30年度、廿日市庁舎第1及び東広島庁舎のIs値は令和元年度、東部建設事務所三原支所のIs値は令和2年度、廿日市庁舎第2、福山庁舎第1、三次庁舎第1及び庄原庁舎第1のIs値は令和3年度完了の耐震改修後の値。)

※液状化指数は、広島県地震被害想定調査報告書(R7.10)による。

※想定浸水深は、広島県津波浸水想定図、各河川管理者(国土交通省または広島県)が作成した洪水浸水想定区域図、広島県高潮浸水想定区域図(想定最大)による。

【参考 大規模地震発生時における施設の利用可否に係る想定手法】

1 耐震ランクの判定（広島県地震被害想定調査報告書(R7.10)の手法による。）

既に実施している耐震診断結果や施設の構造及び建築年を用いて、耐震ランクをA～Dの4段階評価に分ける。

なお、判定基準の設定にあたっては各種建築関連法規、建築基準の改定年、学会の動向を考慮しているが、建物ごとに詳細に調査した場合には、施設利用可否の評価結果が異なる場合があり得る。

(1) 耐震診断を実施し、 $I_s$  値が既知の場合

ア 判定指標 ( $I_{so}$ ) の設定

$$I_{so} = E_s \text{ (耐震判定基本指標 : } 0.6) \times U \text{ (用途指標)}$$

施設の種類の種類	判定指標 ( $I_{so}$ )	用途指標	備考
本庁舎 (災害対策本部設置)	0.75 =0.6×1.25	1.25	新耐震基準で設計した建物に対し防災拠点としての機能維持を考慮したレベル
その他の施設	0.6 =0.6×1.0	1.0	新耐震基準で設計した建物と同等のレベル

※ 災害対策本部を設置する本庁舎の用途指標は、次の基準等を参考に 1.25 とした。

- ・ 「耐震診断基準同解説」で記載された官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 「官庁施設の耐震安全性の目標（国土交通省）」の中で『人命の安全に加えて機能確保が図られる』と分類された官庁施設の耐震基準値
- ・ 他県における本庁舎の用途指標

イ 各施設の  $I_s$  値と判定指標 ( $I_{so}$ ) から  $\alpha = I_s / I_{so}$  を求め、 $\alpha$  に応じた耐震ランクを判定する。

$\alpha$	耐震ランク
$\alpha \geq 1.00$	A
$1.00 > \alpha \geq 0.65$	B
$0.65 > \alpha \geq 0.35$	C
$0.35 > \alpha$	D

(2)  $I_s$  値が既知でない場合

施設の構造及び建築年次（竣工年）に応じた耐震ランクを判定する。

構造区分	竣工年（昭和）										
	～44	45	～	49	50	～	53	54	～	56	57～
SRC	A										
RC	D	C						B		A	
S	D				B				A		
木造・その他	D										B

※鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）、鉄骨造（S）

2 施設利用の判定

震度及び液状化指数から施設の利用可能性を判定する。

(1) 評価

震度 \ 耐震ランク	6強～	6弱	5強	5弱	～4
A	○ △	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
B	△ ×	○ △	○ ○	○ ○	○ ○
C	×	△ ×	○ △	○ ○	○ ○
D	×	×	△ ×	○ △	○ ○

※上段は液状化指数（PL 値）が 15 以下、下段は 15 超の場合に適用する。

(2) 利用可能性の判定

評価	内容	利用判定
○	利用可能	可
△	概ね利用可能であるが一部利用に制限が生じる可能性がある。	不可
×	機能支障をきたす可能性がある。	※△の施設は、一部利用制限が生じる可能性があるため、利用判定を不可とする。

## (2) 電力

### ① 本庁

想定地震における被害は、本庁舎が位置する広島市の停電率を 11.7%と想定しているが、本庁舎は引き込み線が地震で被災しにくい地下ケーブルを経由しているため、本庁舎周辺で想定される震度 5 強の揺れに対しては停電になる可能性が低い。ただし、需給バランスの不安定等に基づく広域的な停電が発生し、発災当日は全ての庁舎で電力事業者からの電力供給が停止する可能性がある。また、浸水被害により停電が長期化する可能性もある。仮に停電した場合には、5 台の非常用発電機が自動的に起動し電源が確保されるが、燃料や冷却水（水冷式非常用発電機の場合）の確保状況により稼働時間は制約を受ける。

非常用発電機の稼働時間

庁舎	供給先	定格 (KVA)	稼働時間(h)		非常用発電機設置場所
			燃料制約	冷却水制約	
本館	執務室(本館、南館)	750	72.0	—	地下 1 階
農林 庁舎	執務室、サーバー、電話交換機 等	500	72.0	—	屋上
北館	危機管理センター用	115	72.0	—	屋上
	上記以外の執務室、議事堂	400	72.0	—	地下 1 階
東館	執務室	900	72.0	96.5	地下 2 階

### ② 地方機関

想定地震における被害は、地方機関庁舎を含む地域の停電率を、広島市（西部建設事務所等）で 11.7%、福山市（福山庁舎等）で 7.1%、三原市（東部建設事務所三原支所等）で 5.4%と想定しており、これらの庁舎では停電する可能性があるほか、その他の庁舎においても、比較的可能性は低いものの停電するおそれがある。

また、需給バランスの不安定等に基づく広域的な停電が発生し、発災当日は全ての庁舎で電力事業者からの電力供給が停止する可能性があるほか、浸水被害により停電が長期化する可能性がある。

なお、燃料の供給がない場合の非常用発電機の稼働時間は、廿日市第一庁舎、東広島庁舎及び庄原庁舎が 72 時間、西部建設事務所が 64 時間、東部建設事務所が 46 時間、その他の庁舎は 10 時間以下である。

## (3) 通信（固定電話・FAX）

### ① 本庁

想定地震における被害は、本庁舎が位置する広島市の不通率を 13.3%と想定しているが、本庁舎は引き込み線が被災しにくい地下ケーブルを経由しているため、本庁舎周辺で想定される震度 5 強の揺れに対しては、NTT 回線が不通となる可能性は非常に低い。なお、構内交換機は上層階に設置されているほか、(想定浸水位 0.64m までの) 浸水対策工事を実施済みであることから、構内に設置されているその他の中継器等が浸水し、通話できなくなる可能性は低いと想定される。

また、NTT 回線が利用可能な場合でも、発災後しばらくの間は輻輳により電話がかかりにくくなるため、災害時優先電話以外の電話は利用に支障が生じる。

なお、NTT 回線の外部からの引き込み口、主配線盤、構内交換機及び交換室等の電話設備、電話設備のための非常用発電機などの設備が集中している農林庁舎は耐震化工事を実施済みである。

### ② 地方機関

想定地震における被害は、地方機関庁舎を含む地域の不通率は福山市（福山庁舎等）で 13.6%、広島市（西部建設事務所等）で 13.3%、三原市（東部建設事務所三原支所等）で 10.5%と想定しているほか、その他の地域においても通信が不通となる可能性がある。なお、構内交換機やその他の中継機器等が浸水する場合には、通話ができなくなる可能性がある。

また、発災後しばらくの間は輻輳により、災害時優先電話以外の電話は利用に支障が生じる。

(4) 通信（携帯電話）

○ 本庁・地方機関共通

携帯電話の回線が利用できなくなる可能性は低いですが、発災後しばらくの期間は輻輳のため通信規制を受けることから、優先電話以外の携帯電話はかかりにくくなる。

一方で、携帯電話による電子メールは輻輳しにくいことから、遅延の発生があるものの利用できる可能性は高い。

衛星携帯電話のインフラは災害の影響を受けることがなく、また、契約数等の状況から輻輳する可能性も低いことから平常時と同じように利用できる可能性が高い。

(5) 防災行政無線

① 本庁

防災行政無線の統制局が配置されている農林庁舎は、耐震化工事を実施済みであるため、防災行政無線が利用できなくなる可能性は低い。

② 地方機関

西部建設事務所は、防災行政無線の設備が想定浸水深よりも低い場所にあるため、浸水により、防災行政無線が利用できなくなる可能性がある。

その他の地方機関庁舎については、庁舎や防災行政無線の設備に問題はないが、停電の発生に加えて非常用発電機が浸水する等により電気の供給が途絶えた場合、防災行政無線が利用できなくなる可能性がある。

(6) 情報システム（電子メールを含む）

① 全般

非常時、優先実施する業務で共通的に使用する情報システムのサーバ等は、民間のデータセンターに設置されている。データセンターは、耐震化等の対策が実施されているため、主要なシステムは稼働可能である。ただし、発災時に各情報システムを利用するには、メイプルネット（県の情報通信ネットワーク）及びメイプルネットと各機関を結ぶネットワークの維持が必要である。

② データセンター及びNOC

データセンター及び各NOC（メイプルネットと各機関を結ぶ通信拠点）は、施設の耐震化、サーバの固定、非常用電源や冷房の確保等の対策が実施されており、各情報システムのサーバ及びネットワーク機器が停止する可能性は低い。

③ 通信回線

基幹回線であるメイプルネットの回線は、幹線のループ化等の対策が実施されていることから、一部回線が停止した場合でも迂回機能によりネットワークを維持できる。ただし、地方機関とNOCを結ぶ地方機関回線は冗長化されておらず、回線が停止した場合、地方機関から情報システムを利用することができない。

なお、令和2年1月から無線通信機能（SIMカード）を搭載した職員端末を導入しているため、有線の通信回線が停止した場合でも、無線通信機能による通信は可能である（無線通信網の設備が停止した場合は有線と同様に情報システムの利用不可となる）。

④ 本庁

本庁舎とデータセンター間のネットワークの出入り口である農林庁舎は、耐震化工事を実施済みであることや非常用電源が完備されているなど、ネットワーク機器への支障をきたす可能性は低いと想定される。

また、想定浸水位0.9mまでの浸水対策工事を実施済みであることから、各庁舎の受電盤やネットワーク機器が浸水し、農林庁舎から各庁舎へのネットワークが確保できず、各庁舎で情報システムが利用できなくなる可能性は低いと想定される。

(7) 上下水道

① 本庁

(上水道)

想定地震における被害は、本庁舎が位置する広島市の断水率を 12.9%と想定しており、断水する可能性がある。断水した場合、庁舎にある各水槽の水は非常用発電機（水冷式）に利用するため、飲用やトイレ用の水の確保が困難となる。

(下水道)

想定地震における被害は、本庁舎が位置する広島市の下水道機能支障率を 66.8%と想定しており、また、本庁舎を含む地域は液状化危険度が高いため、管径の小さい取付管及び下水道枝管等において大きな被害が発生すると考えられる。このため、下水道（トイレ等）が利用できない可能性が高い。

② 地方機関

(上水道)

想定地震における被害は、地方機関庁舎を含む地域の断水率を三原市（東部建設事務所三原支所等）で 70.4%、尾道市（尾道庁舎等）で 63.2%、福山市（福山庁舎等）で 62.2%と想定しており、これらの庁舎で断水する可能性がある。また、その他の庁舎においても、比較的可能性は低いものの断水するおそれがある。

断水した場合、受水槽の整備がされていない庁舎においては、飲用やトイレ用の水の確保が困難となる。

(下水道)

想定地震における被害は、地方機関庁舎を含む地域の下水道機能支障率を広島市（西部建設事務所等）で 66.8%、福山市（福山庁舎等）で 39.2%、三原市（東部建設事務所三原支所等）で 18.1%と想定しており、これらの庁舎で下水道（トイレ等）が利用できない可能性がある。また、その他の庁舎においても、比較的可能性は低いものの下水道（トイレ等）が利用できないおそれがある。

(8) ガス

① 本庁

想定地震における被害は、本庁舎が位置する広島市の都市ガスの供給停止は生じないと想定しており、本庁舎においてガスの使用ができなくなる可能性は低い。

② 地方機関

想定地震における被害は、地方機関庁舎を含む地域の都市ガスの供給停止率を福山市（福山庁舎等）と三原市（東部建設事務所三原支所等）で 100%と想定しており、これらの庁舎で利用困難になる可能性が高い。また、その他の地域においても、呉市（呉庁舎等）と尾道市（尾道庁舎等）でガスの供給が停止する可能性がある。

(9) 執務環境

本庁の執務室等における地震対策としては、本館、南館の執務室等を中心に什器の固定、設置物の落下防止等の処置が実施されているほか、耐震改修工事において天井等の落下防止対策や窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼付などの対策が実施されたが、実施個所が限られるため、什器の転倒、ガラスの飛散、天井の剥離・落下等の可能性がある。

(10) 職員の生活環境（食料、毛布等）

① 食料（乾パン）

備蓄対象人数全員に、発災後3日分（1日3食）を備蓄している。

② 飲料水

備蓄対象人数全員に、発災後3日分（1日3リットル）の備蓄を進めている。

③ 毛布

備蓄対象人数の3割を対象に、発災後2日分（1日1枚）を備蓄している。

④ 簡易トイレ

備蓄対象職員10人につき1個を備蓄している。

便収納袋については、備蓄対象職員全員に対し、3日分（1日3回）を備蓄している。

⑤ 生理用品

備蓄対象職員のうち女性全員に対し、3日分（1日8枚）×1/4を備蓄している。

(11) コピー用紙・トナー等

事務用品全般に関して、災害を意識した在庫管理はなされていない。このため、災害時に在庫が少ない場合、初動期において、コピー用紙・トナー等の事務用品が不足する可能性がある。

## 4.2 人的業務資源

### (1) 職員確保（執務時間外の被災）

執務時間外に大規模地震が発生した場合に、確実に参集可能な職員数を時系列で把握するために、徒歩参集を前提として参集不能や遅延に係る条件等を設定し、職員の居住地の情報を踏まえて参集先への参集予測を行った。

さらに、津波等による庁舎の浸水の影響により参集可能人員の減少が見込まれることや、その他の庁舎においても初動期の人員が不足することを踏まえ、3時間以内に徒歩で参集することができない職員については、自転車の参集を考慮し参集予測を行った。

#### ① 想定手法

- 歩行速度は、平常時で4km/hとされているが、災害時の状況（道路上での瓦礫等の散乱、夜間の暗闇等）を考慮して、3km/hとする。  
自転車を利用した場合の平均速度（成人）は、15km/hとされているが、災害時の状況により、徒歩で通行する場所等もあり得ることから、8km/hとする。
  - 地震発生直後から出発までの準備や家族の安否確認等の時間を考慮し、出発開始までの時間として0.5時間とする。
  - 本人や家族の死傷、救出・救助活動への従事等、発災直後の混乱等を考慮する。（最大20%の職員が参集困難）
  - 遠方居住者は徒歩等での参集が容易でないため、交通機関が利用困難な期間（発災後2日間）は、一定距離（20km）以上の参集は困難として取り扱う。  
発災後3日目以降は交通機関が復旧するものと想定する。
  - 地震発生から30分後までに30cm以上浸水する区域に居住する職員は、地震発生後24時間は浸水の影響が継続するものと想定し、24時間経過後から参集できるものとする。
  - 参集先の庁舎が浸水するまでに参集できない者は、地震発生後24時間は浸水の影響が継続するものと想定し、24時間経過後から参集できるものとする。
- ※ バイクで参集する職員は、設定より早く参集できる可能性がある。

#### ② 想定結果

人数が少ない所属では、発災後3時間では参集者がいない場合もあるが、ほとんどの所属では発災後3時間で数人以上が参集する。

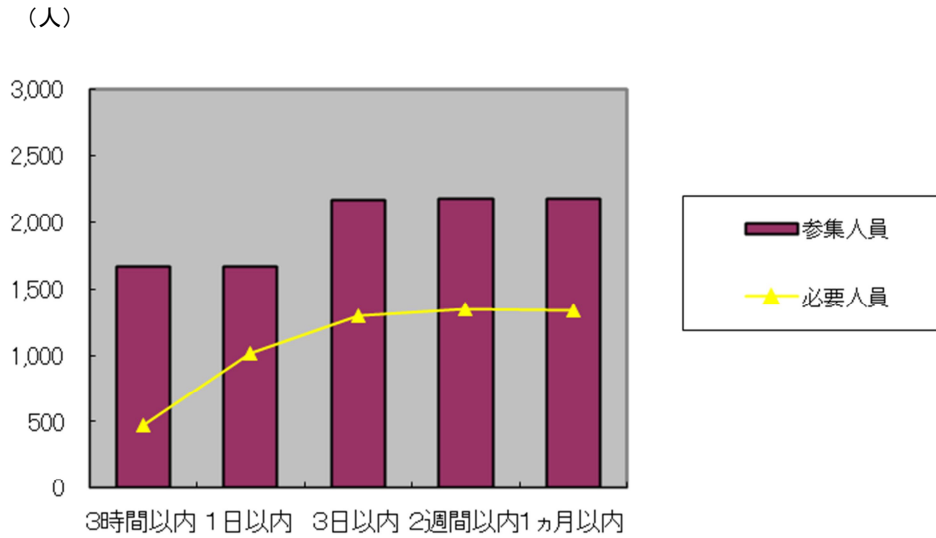
#### ③ 本庁

本庁においては、徒歩及び自転車で参集した場合、発災直後3時間と1日のいずれの場合も1,663人が参集すると予想され、本庁全体として必要人員の確保は可能であるが、所属単位で不足する場合もあり、業務実施への影響が生じる可能性がある。

また、管理者が参集できない場合においては指揮命令系統の混乱の恐れがある。一方、長時間勤務など職員への過度な負担が生じ、職員の健康への影響も懸念される。

さらに、庁外の業者等に業務が委託している場合、受託業者の人的資源の確保状況により、業務実施への影響が懸念される。

本庁における参集人員と必要人員の比較

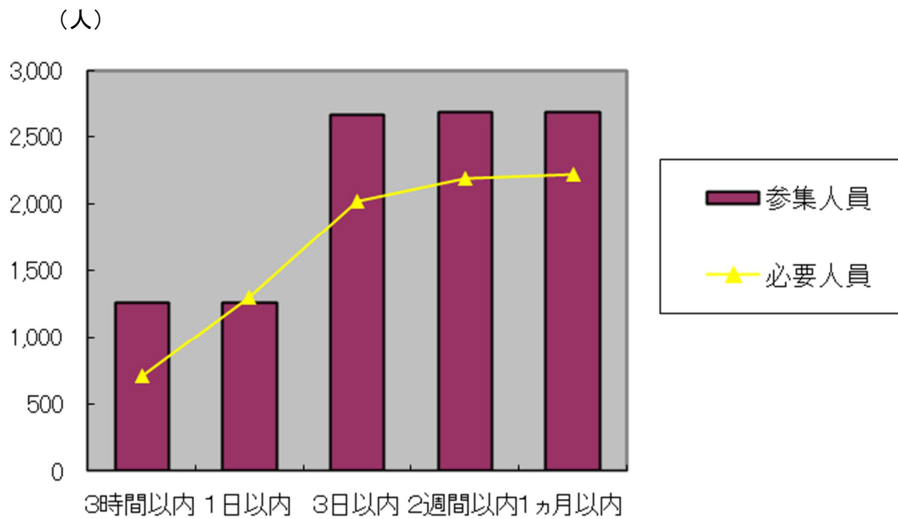


④ 地方機関

地方機関においては、徒歩及び自転車で参集した場合、発災直後3時間と1日のいずれの場合も1,261人が参集すると予想され、1日以内の必要人員について不足が生じる(43人の不足)と想定され、業務実施への影響が生じる可能性が高い。

また、本庁と同様、指揮命令系統の混乱、職員の健康への影響、受託業者の人的資源の確保状況により業務実施への影響が懸念される。

地方機関における参集人員と必要人員の比較



【参考 県の参集計画】

参 集 職 員	参 集 場 所
危機管理センター配備要員	災害対策本部の設置場所（危機管理センター）
地方機関の初動要員	災害対策支部の設置場所
その他の職員	当該職員の勤務場所

※ 「県内で震度5強以上を観測したとき」または「県沿岸部に津波警報または大津波警報が発表されたとき」

(2) 職員確保（執務時間内の被災）

① 本庁

県庁周辺で想定される震度5強では、業務に支障となる人的被害（死亡又は重傷）が発生する可能性は低い。ただし、オフィス家具の転倒等による負傷で業務に従事困難となる職員が一部発生する可能性は否定できないが、影響は限定的であると考えられる。

② 地方機関

いずれの庁舎においても、想定される揺れは震度6弱以下であり、本庁と同様に、オフィス家具の転倒等による負傷で業務に従事困難となる職員が一部で発生する可能性は否定できないが、影響は限定的であるとする。

## 5 執務環境、実施体制の課題と確保方策

短期：早急に着手すべき対策  
 中期：今後概ね5年以内に実施すべき対策  
 長期：長期的に取り組むべき対策

### 5.1 執務環境の確保方策

#### (1) 庁舎

課題	確保方策
○使用できない庁舎が発生する恐れ	<p><b>【短期】</b></p> <p>○執務室の確保《各庁舎管理者・各局等》          代替の執務室については、業務継続マニュアルに定める。</p> <p>○発災直後の庁舎の応急危険度判定体制の確立《財産管理課》          庁舎の継続利用の可否を迅速に判定する体制を確立する。</p> <p><b>【長期】</b></p> <p>○計画的な庁舎の耐震化《各庁舎管理者》          耐震性が確保されていないなどの理由で発災後に使用できない庁舎について、必要に応じ耐震化工事や建替え等を行い耐震化を図る。          (参考)          広島県地域防災計画において、災害対策本部の設置場所は、「県庁北館とし、代替施設は県庁東館又は広島県防災拠点施設（三原市本郷町）とする。ただし、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある」と定めている。</p>
○浸水したフロアが一部利用できなくなる恐れ	<p><b>【短期】</b></p> <p>○執務室の確保《各庁舎管理者・各局等》          浸水の被害を受けていないフロアでの執務室の確保等について検討する。          代替の執務室については、業務継続マニュアルに定める。</p> <p><b>【中長期】</b></p> <p>○庁舎の浸水対策《各庁舎管理者》          浸水する恐れのある庁舎について、必要に応じ、浸水対策の実施を検討する。</p>

(2) 電力

課題	確保方策
<p>○非常用発電機の燃料が不足する恐れ</p> <p>○地方機関における水冷式非常用発電機の冷却水が不足する恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○流通による非常用発電機用燃料の確保《危機管理課》 民間事業者等と締結している石油類燃料の確保に関する協定に基づき要請する。</p> <p><b>【中期】</b></p> <p>○発災後3日分の燃料を備蓄するための整備《各庁舎管理者》</p> <p>○断水時の非常用発電機用冷却水不足対策《各庁舎管理者》 地方機関の非常用発電機について、冷却水の確保（あるいは空冷式の発電機の導入）等の検討を行う。</p> <p><b>【長期】</b></p> <p>○機器の省電力化の推進《各庁舎管理者・各所属》</p>
<p>○非常用発電機が未整備の庁舎では停電時に、照明、情報システム等が停止する恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○執務室の確保《各庁舎管理者》 被害を受けていない他の庁舎等への執務室の確保について検討する。</p> <p><b>【中長期】</b></p> <p>○非常時優先業務の遂行に電力を必要とする庁舎への非常用発電機の整備《各庁舎管理者》</p>
<p>○電力供給設備が浸水した場合に停電が発生し、非常用発電機も使用できない庁舎が発生する恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○執務室の確保《各庁舎管理者》 被害を受けていない他の庁舎等への執務室の確保について検討する。</p> <p>○非常用発電機の確保《各庁舎管理者》 移動式非常用発電機等の確保対策について検討する。</p> <p><b>【中長期】</b></p> <p>○浸水対策による電力供給設備の機能維持《各庁舎管理者》</p>

(3) 電話

課題	確保方策
○構内交換機等が浸水した場合などに、電話・FAXが不通となる恐れ  ○発災後の輻輳により通信ができない恐れ（固定電話）	<b>【短期】</b> ○農林庁舎から各庁舎への配線の冗長化《財産管理課》 現在は、農林庁舎から各庁舎への配線は1回路しかないので、不測の事態に備え配線の冗長化について検討する。  <b>【中長期】</b> ○浸水対策による構内交換機等の機能維持《各庁舎管理者》  <b>【短期】</b> ○災害時優先電話の回線及び利用ルールの周知《財産管理課》 電話回線輻輳時に利用できる可能性が高い災害時優先電話の回線を職員に周知するとともに、発災時には発信専用として利用するなどの利用ルールを明確化する。

(4) 防災行政無線

課題	確保方策
○浸水により防災行政無線が利用できない恐れ	<b>【中期】</b> ○西部建設事務所の防災行政無線設備の機能維持のための浸水対策の検討《危機管理課》

(5) 情報システム

課題	確保方策
<p>○本庁の各庁舎のネットワーク機器等が浸水した場合、当該庁舎において情報システムが利用できない恐れ</p>	<p><b>【中期】</b></p> <p>○LANWAN の機能維持のための浸水対策の検討《デジタル基盤整備課》</p> <p>浸水の影響がない場所へのネットワーク機器の移設や予備機器の保持など、浸水時にも止まることのないネットワーク環境の構築を検討する。</p>
<p>○庁舎が使用可能な場合であっても、回線や機器が損傷を受け、システムの利用ができない恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○重要性に応じたネットワーク、機器の冗長化など耐震対策の検討《各システム管理者》</p>
<p>○耐震性のない庁舎で運用しているシステムが復旧不能になる恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○確実なバックアップの実施《各システム管理者》</p> <p>システムが復旧できるよう、システム及び業務データのバックアップを確実に行う。</p>
	<p><b>【中期】</b></p> <p>○耐震性のある場所へのシステムの移設《各システム管理者》</p>
	<p><b>【長期】</b></p> <p>○計画的な庁舎の耐震化《各庁舎管理者》</p>

(6) 上下水道

課題	確保方策
○トイレが利用できない恐れ	<b>【短期】</b> ○仮設トイレ等の確保《各庁舎管理者》 職員向けの仮設トイレ等の調達を検討を行う。 ※なお、発災後3日分の簡易トイレを備蓄している。  <b>【中長期】</b> ○浸水対策による給排水設備の機能維持《各庁舎管理者》  <b>【長期】</b> ○貯水槽、配管の耐震化《各庁舎管理者》

(7) 執務室

課題	確保方策
○ガラスの飛散 ○書棚及びロッカーの転倒 ○天井の剥離・落下	<b>【短期】</b> ○執務環境を復旧するための機材の確保《総務担当課》 転倒した書棚や破損したガラス等の復旧に必要な機材（バール、ブルーシート、軍手等）を備蓄する。 ○ガラスフィルムの貼り付け《各庁舎管理者》 ○書棚及びロッカーの固定《各庁舎管理者》 ○ロッカーの上などの高所にある書類や荷物の撤去《各所属》 ※庁舎の天井の剥離・落下防止は、庁舎の耐震化に含む。

(8) 職員の生活環境（食料、毛布等）

課題	確保方策
○職員用の食料、毛布等の確保が困難	<b>【短期】</b> ○各職員による食料等の備蓄《各職員》 各自で食料等の備蓄に努める。

(9) 消耗品

課題	確保方策
○災害対処を意識した在庫管理がなされていないため、発災時に特に在庫が少ない場合は消耗品が不足	<b>【短期】</b> ○消耗品の在庫確保の対策《物品管理担当所属》 コピー用紙等、非常時優先業務に必要な消耗品については、常時の在庫が1カ月以上となるよう在庫の確保、保管スペースの確保、必要に応じた保管場所の分散に努める。

(10) 帳票類

課題	確保方策
○耐震性のない庁舎に保管してある帳票類が使用不可	<b>【短期】</b> ○帳票類保管の検討《各庁舎管理者・各所属》 紙ベースの帳票類については、耐震性のある保管場所への保存や電子データ化に努める。  <b>【長期】</b> ○計画的な庁舎の耐震化《各庁舎管理者》

## 5.2 実施体制の確保方策

職員の確保及び応援体制の確立を図る。

課題	確保方策
<p>○人員不足</p> <p>(勤務時間外の発災において、県全体としては、必要人員を確保可能であるが、所属単位で見ると必要人員が確保できない恐れがある。</p> <p>特に、広島市域以外の土木建築局など公共施設等の応急対策や被災者支援を行う地方機関において、人員不足が顕著)</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○全庁的な応援体制の確立《人事課・各局等》</p> <p>大規模地震発災時には、本来の担当部署のみならず、他課・他部局といった全庁横断的に要員の配置を行う。</p> <p>① 人員配置の基本方針</p> <p>各課の非常時優先業務の通常業務は、その業務を行うために必要な最少の人員で処理するものとし、応急業務に重点的に要員を配置する。</p> <p>② 人員配置</p> <p>発災時には各所属において職員の安否を確認し、幹事課を通じ、人事課に報告する。</p> <p>局内における人員配置の変更は、局長が行い、局外からの人員配置が必要な場合は人事課に要請する。</p> <p>人事課は、執務可能な人員数と、非常時優先業務の進行状況を踏まえ、要員の配置を行う。</p> <p>○迅速な参集《各自》</p> <p>公共交通機関が途絶した場合においても、参集場所まで20km以内の場合は、安全確保を第一としたうえで、徒歩、自転車、バイクによりできるだけ早く参集するよう努める。</p>
<p>○応援要員の円滑な業務実施体制</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○業務継続マニュアルの活用《各所属》</p> <p>各所属の職員及び応援要員が円滑に非常時優先業務を遂行できるよう、業務継続マニュアルを適宜見直す。</p>

課題	確保方策
<p>○県庁内では確保が困難な専門職などが不足</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○他県等への応援要請（専門職など庁内で確保の難しい人材）《人事課・各局等》</p> <p>医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣については、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、応援の要請を行う。</p> <p>各応援協定に基づく応援が円滑に実施できるよう運営要領や実施細則の整備、更新を実施するとともに訓練を実施。</p> <p>○OB職員の活用の検討《人事課・各所属》</p> <p>業務のノウハウを有するOB職員が災害時に非常時優先業務の遂行にあたるような仕組みづくりを検討する。</p>
<p>○発災直後の職員安否状況の迅速な把握</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○職員の迅速な安否確認体制の確立《人事課》</p> <p>①携帯メールの活用</p> <p>発災時において固定電話、携帯電話の音声通信は輻輳が懸念されるため、職員の電話番号に加えメールアドレス等、複数の連絡先を所属で把握し、発災時の安否確認ができるだけ可能となるようにしておく。ただし、個人情報の保管には、十分留意する。</p> <p>②職員安否確認システムの確実な運用</p> <p>平成24年度に導入した職員安否確認システムの確実な運用に努め、発災時には各所属において同システムを利用して職員の安否を確認し、幹事課を通じ、人事課に報告する。</p>

課題	確保方策
<p>○指揮命令系統の混乱 （組織上位者が不在の場合、適切な意思決定ができない恐れ）</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○非常時優先業務に係る指揮命令系統の事前設定《各所属》</p> <p>知事が指揮命令する全庁的な非常時優先業務については、副知事、総務局長の順で職務代行することを基本に、業務ごとに事前に設定する。</p> <p>なお、広島県地域防災計画等の定めるところにより、地</p>

課題	確保方策										
	<p>震時において、災害対策本部の本部長（知事）に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合の職務代理者は次のとおりである。（新型インフルエンザ等の重大な感染症の蔓延の場合はこの限りでない。）</p> <table border="1" data-bbox="770 432 1388 622"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>職務代理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>副本部長（危機管理監担当副知事）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>総務局長</td> </tr> </tbody> </table> <p>局長が指揮命令する局における非常時優先業務については、筆頭部長、総務課長、筆頭部長以外の部長の順で職務代行することを基本に、業務ごとに事前に設定する。</p> <p>地方機関の所長が指揮命令する所における非常時優先業務については、次長、筆頭課長の順で職務代行することを基本に、業務ごとに事前に設定する。</p> <p>なお、決裁規程に既定されている業務については、当該規程によるものとする。</p>	順位	職務代理者	1	副本部長（危機管理監担当副知事）	2	副知事	3	危機管理監	4	総務局長
順位	職務代理者										
1	副本部長（危機管理監担当副知事）										
2	副知事										
3	危機管理監										
4	総務局長										
<p>○勤務が長期にわたる場合、職員の健康面への配慮が必要</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○発災時の勤務方針の確立《各所属・財産管理課》所属長等は次の項目に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長は交代勤務体制を整備する。</li> <li>・所属長は帰宅しない日が3日を超えないよう留意する。</li> <li>・財産管理課は職員が休養（仮眠）できるスペースの確保に努める。</li> </ul>										
<p>○受託業者の体制確保 (受託業者の体制が確保できないことから、非常時優先業務が実施できない恐れ)</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○業務継続体制の確認及び代替業者の確保《各所属》</p> <p>非常時優先業務の実施又は実施に必要な業務資源の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者の大規模な危機事案発生時における体制確保について確認し、必要に応じ体制の確保の要請や契約内容の見直しを行う。</p> <p>また、受託業者が対応できない場合に備え、業界団体との協定締結など代替業者の確保を検討する。</p>										

### 5.3 業務資源調達担当の設置

業務資源の配分・調整に係る仕組みとして業務資源調達担当を設置する。

課題	確保方策
<p>○業務資源の調達に係る状況把握や調整に相当の時間を要する恐れ</p>	<p><b>【短期】</b></p> <p>○業務資源調達担当の設置《各局等》</p> <p>各局等、各課に業務資源調達担当を設置し、必要職員数や執務室など業務の遂行に必要な執務資源の数量を把握したうえで、業務資源を担当している課（人事課、財産管理課、デジタル基盤整備課、福利課）に対し、調達の調整を行う。</p> <p>調達ルートや業務資源調達担当については、業務継続マニュアルに定める。</p> <div data-bbox="742 723 1417 875" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR     A["業務資源担当課 (人事課、財産管理課、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担当、福利課)"] &lt;--&gt; B["各局等（幹事課） 業務資源担当 ※複数（参事+担当）設置"]     B &lt;--&gt; C["各課 業務資源担当"]             </pre> </div>

## 6 その他非常時の対応

その他の非常時の対応として来庁者への対応と帰宅困難者への対応がある。

### 6.1 来庁者への対応

課題	対応
○勤務時間内の発災において、来庁者の負傷への対応や適切な避難の対応が必要。	・来庁者の避難等の対応《各庁舎の総務担当課》 消防計画を策定している庁舎（本庁、呉庁舎）においては、消防計画に基づき適切に対応する。それ以外の庁舎については本庁の消防計画（広島県庁舎消防計画）を参考に対応する。

【参考】広島県庁舎消防計画（抜粋）

（救出救護）

第35条 隊員等は、地震時の救出救護活動については、次のとおり行うものとする。

なお、活動に際しては、各分隊の避難誘導班員が主体となって行うが、状況に応じて周囲の者の協力を求めるものとする。

- (1) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所又は医療機関に搬送する。
- (2) 損壊建物での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動に当たる。
- (3) 損壊建物での救出活動では、不測の事態に備えて消火器等を準備するとともに、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (4) 救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

（避難の開始）

第40条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図1 避難判断基準に基づき、避難するか、在館するかを判断するものとする。

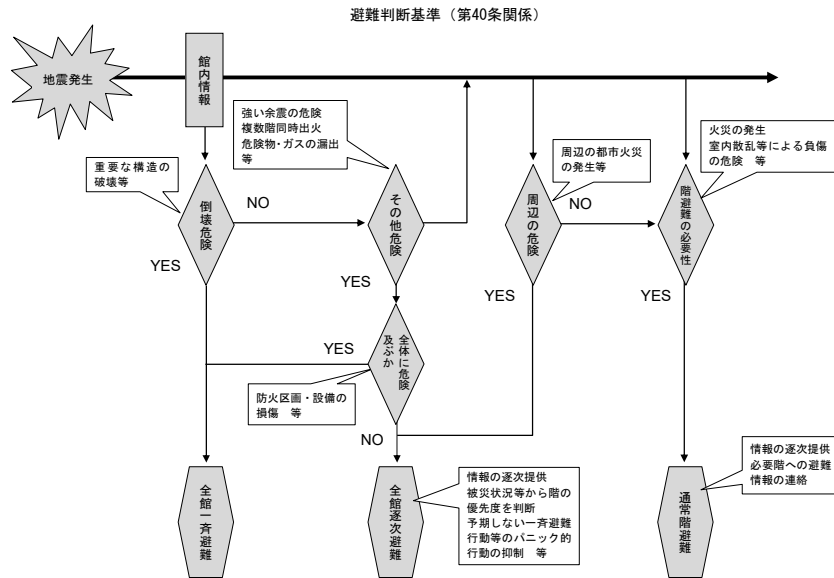
ただし、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うものとする。

（避難上の留意事項）

第41条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者の混乱防止に努めるほか、次のとおり行うものとする。

- (1) 建物の倒壊危険がある場合は、余震の発生に注意しながら、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
  - (2) 避難の指示を出すまで、県職員等を落ち着かせ、照明器具、棚等の転倒・落下に注意しながら、柱の回り、壁際等の安全な場所で待機させる。
  - (3) 全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
  - (4) 避難を行う場合、分隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。
- 2 分隊長は、地震時の避難については、統括管理者から避難の指示が出るまで、県職員等を落ち着かせ、照明器具、棚等の転倒・落下に注意しながら、柱の回り、壁際等の安全な場所で待機させるほか、次のとおり行うものとする。
- (1) 事業所の天井の落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなどの危険が切迫し、統括管理者の指示を得る時間的余裕がない場合は、一時避難所（県庁正面外来者駐車場）に県職員等を避難させる。
  - (2) 自力避難困難者に対しては、担当者を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
  - (3) 避難状況を統括管理者に連絡する。
- 3 統括管理者及び分隊長は、地震時の避難については、火災の延焼状況及び建物の被害状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所（中区基町「広島中央公園」）へ避難誘導するほか、次のとおり行うものとする。
- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、被害状況等について説明する。
  - (2) 避難する際は、車両を使用せず全員徒歩とする。
  - (3) 避難誘導に当たっては、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
  - (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断及びガスの元栓の閉鎖を行う。

別図 1



## 6.2 帰宅困難者への対応

課題	対応
○県施設に帰宅困難者が集まった場合、帰宅困難者に対する対応が必要	○情報及び休憩場所の提供等《各庁舎の総務担当課》 県施設に帰宅困難者が集まった場合には、交通機関や道路の状況及び避難場所に関する情報提供や水、トイレ等の提供をする。

## 7 今後の取組

### 7.1 訓練の実施等による業務計画の検証

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施及び検証を通じて、新たな課題の発見に努め、計画やマニュアルの見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の整備を図るなど、業務資源の確保を進める。

### 7.2 地方機関における業務継続の検討

本計画は、県内の被害が最も大きくなると予想される南海トラフ巨大地震の被害想定を基に策定した。ただし、地方機関によっては、南海トラフ巨大地震が必ずしも最も大きな被害をもたらすとは限らない。したがって、各地方機関において最も大きな被害をもたらすと想定される事象についても今後検討する必要がある。

### 7.3 市町が行う業務継続計画の策定等に対する支援

発災時において、県が非常時優先業務を遂行するためには、県民と接する機会の多い市町との連携が不可欠になると考えられる。

したがって、市町が行う業務継続計画の策定や業務継続体制の確保に対し、データ等の提供や助言などの支援を行っていく。

### 7.4 想定を超えた災害への対応

本計画においては「南海トラフ巨大地震」を想定し、一部庁舎は利用可能としているが、想定を超えた災害の発生の可能性を否定することはできない。このため、本庁舎が全て利用できないなど想定を超えた災害が発生した場合における代替拠点の選定など具体的な対応策について、引き続き検討する。

大規模災害時の業務継続計画  
令和8年6月修正  
(平成23年5月策定)  
広島県(危機管理監危機管理課)  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
TEL 082-513-2784